

育児休業給付金の支給対象期間の延長手続の周知徹底

— 茨城労働局ほか9労働局からの回答要旨 —

標記について、平成27年3月27日に当局管内の茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局にあっせんしたところ、同年4月17日～5月15日付けで以下の措置を講じた旨の回答がありました。

- 1 育児休業給付金の支給対象期間の延長手続に特化した分かりやすいリーフレットを作成した。同リーフレットには、①市町村により発行された「保育所入所不承諾通知書」等の証明書が手続に必要であること、及び②延長が認められないケースの例示など、手続についての注意事項を記載している。
- 2 育児休業給付金の給付申請者（事業所の事務担当者を含む）に対し、公共職業安定所の窓口において、上記1のリーフレットを活用するなどして、必ず延長手続について説明することとした。また、各種制度説明会等のあらゆる機会をとらえて、事業所の事務担当者向けに当該延長手続の説明を行う（既に実施している労働局においては、これらの施策を継続する）こととした。